

平成 24 年 6 月 18 日

各 位

「最低賃金改定に係る目安審議に関する要望」の提出のお知らせ

愛知県経営者協会

前略

平素は、大変お世話になり厚く御礼申し上げます。

さて、ここ数年の最低賃金の大幅な引き上げにより、中小・零細企業の経営や雇用への影響が大変懸念されております。そのような中で、本年の最低賃金の改定論議が始まろうとしております。

昨年、全国 37 の経営者協会が、目安審議にあたっては雇用戦略対話での前提条件を軸に厳しい経済実態を踏まえて議論すること、地域の自主性を損なわないよう配慮することを求める要望を取りまとめ要望を提出いたしました。昨年は、震災の影響もあって一昨年のような大幅な引き上げ目安とはなりませんでしたが、今年度は再び大幅な引き上げ目安が示されることを懸念しております。

そのような状況の中で、本年度も各地の最低賃金の改定に大きな影響を及ぼす中央最低審議会での「目安」の審議にあたり、地域の企業経営者等で組織する経営者団体として地方の経済実態を考慮した目安決定が行なわれるよう、6 月 19 日、全国 41 経営者協会が連名で中央最賃審議会等に対して、別添の内容の「要望書」を提出させていただくことになりました。

つきましては、貴殿におかれましても、ご承知おきいただきたく〈写し〉をお届け申し上げます。

本年の地方最低賃金審議会では、本要望の趣旨をお含みいただけますようお願い申し上げます。

草々

【要望書の提出先】 別紙 1 をご参照ください

本件に関するお問合せ先

愛知県経営者協会 総務グループ 牧野

名古屋市中区栄 2-10-19 会議所ビル 7 階

Tel 052-221-1931

「最低賃金改定目安審議に関する要望」送付先一覧

職名	氏名	備考
厚生労働大臣	小宮山 洋子	
厚生労働副大臣	辻 泰弘	
厚生労働副大臣	西村 智奈美	
厚生労働大臣政務官	藤田 一枝	
厚生労働大臣政務官	津田 弥太郎	
厚生労働事務次官	阿曾沼 慎司	
厚生労働審議官	太田 俊明	
労働基準局長	金子 順一	
厚生労働大臣官房参事官	本多 則恵	
学習院大学経済学部教授	今野 浩一郎	中央最低賃金審議会会長
明治大学副学長(国際交流担当)・ 政治経済学部教授	勝 悦子	中央最低賃金審議会委員
法政大学キャリアデザイン学部教授	武石 恵美子	中央最低賃金審議会委員
同志社大学副学長・法学部教授	土田 道夫	中央最低賃金審議会委員
国士舘大学経営学部教授	仁田 道夫	中央最低賃金審議会委員
法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科教授	藤村 博之	中央最低賃金審議会委員
日本サービス・流通労働組合連合 事務局長	石黒 生子	中央最低賃金審議会委員
産業別労働組合ジェイ・エイ・エム 組織・調査グループ副グループ長	木住野 徹	中央最低賃金審議会委員
ヤマト運輸労働組合 副中央執行委員長	小林 範子	中央最低賃金審議会委員
日本労働組合総連合会 総合労働局長	須田 孝	中央最低賃金審議会委員
UIゼンゼン同盟 副書記長	田村 雅宣	中央最低賃金審議会委員
全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 賃金政策部専門部長	萩原 文隆	中央最低賃金審議会委員
全国中小企業団体中央会 労働政策部長	小林 信	中央最低賃金審議会委員
一般社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部長	高橋 弘行	中央最低賃金審議会委員
アメニティ計画株式会社 代表取締役	中西 志保美	中央最低賃金審議会委員
日本ビルサービス株式会社 代表取締役社長	矢口 敏和	中央最低賃金審議会委員
株式会社日通総合研究所 代表取締役社長	横山 敬一郎	中央最低賃金審議会委員
株式会社筑波山江戸屋 代表取締役	吉岡 鞠子	中央最低賃金審議会委員

2012年6月19日

様

最低賃金改定目安審議に関する要望について

全国41経営者協会

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

私どもは地域の企業経営者等で組織する経営者団体であり、地域最低賃金審議会の使用委員会を推薦するなど、最低賃金制度に深くかかわりを持っております。

このたび私どもでは、近く論議が始まる中央最低賃金審議会における目安の審議に関しまして、別添のとおり要望を取りまとめました。ここに一部ご送付申し上げますので、何とぞ本要望書の趣旨をお汲み取りいただき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

2012年6月19日

最低賃金改定目安審議に関する要望書

2010年6月の雇用戦略対話において、「2020年までのできるだけ早期に平均で1,000円、最低800円に最低賃金を引き上げる」ことが政労使で合意されました。しかしこれは、「平均で名目3%、実質2%の経済成長」が前提条件となっており、ここ数年の平均値はこの前提条件を満たしていません。

また、2007年に最低賃金法が改正され、「地域別最低賃金を定める際の要素である労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ものとされました。それにより、一部の地域においては生活保護費を下回らない最低賃金にすると、大きな引上げ目安が示されています。

昨年、全国37の経営者協会が、目安審議に当たっては雇用戦略対話での前提条件を軸に厳しい地方の経済実態を踏まえて議論すること、地域の自主性を損なわないよう配慮することを求める要望を取りまとめました。昨年は震災の影響もあって一昨年のような大幅な引き上げ目安とはなりませんでしたが、今年度は再び大幅な引上げ目安が示されることを懸念しております。そうした状況に鑑み、中央最低賃金審議会での「改定目安」の審議においては下記の点を考慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 雇用戦略対話合意の前提条件を踏まえること

わが国経済はいまだデフレから脱出したとは言えず、また、六重苦と言われる経済状況が国民経済や雇用に悪影響を及ぼしている。こうした中で雇用戦略対話合意の前提である名目3%、実質2%の経済成長を達成することは困難であり、経済実態を踏まえた論議が必要である。

2. 法定の3要素をバランスよく考慮すること

最低賃金を定めるにあたっては、「労働者の生計費」「賃金」「通常の事業の賃金支払能力」の3要素を考慮することとされているが（最低賃金法9条2項）、現在の目安審議においては、「労働者の生計費」を考慮する際の一要素（法9条3項）である生活保護水準との比較が重視されている。

そもそも、福祉としての「生活保護」と労働の対価としての「最低賃金」は施策の目的が異なっているため、両者を比較することには無理がある。

かりに比較するとしても、法文上求められているのは生活保護との「整合性」であり、「上回る」ことではない（法9条3項）。また、最低賃金近辺で働いている労働者の多くは家計補助的労働であり、世帯主の生活保護水準と比較するのは妥当ではない。

以上

今回要望させていただく全国の経営者協会等は以下のとおりです。

北海道経営者協会
(社)青森県経営者協会
(社)岩手県経営者協会
(一社)新潟県経営者協会
(一社)群馬県経営者協会
(一社)茨城県経営者協会
(一社)栃木県経営者協会
山梨県経営者協会
愛知県経営者協会
(一社)岐阜県経営者協会
三重県経営者協会
(一社)石川県経営者協会
福井県経営者協会
(一社)滋賀経済産業協会
京都経営者協会
奈良県経営者協会
大阪経営者協議会
堺経営者協会
東大阪経営者協会
和歌山県経営者協会
兵庫県経営者協会

尼崎経営者協会
伊丹経営者協会
姫路経営者協会
岡山県経営者協会
広島県経営者協会
(社)鳥取県経営者協会
(社)島根県経営者協会
山口県経営者協会
徳島県経営者協会
香川県経営者協会
愛媛県経営者協会
高知県経営者協会
福岡県経営者協会
佐賀県経営者協会
長崎県経営者協会
大分県経営者協会
熊本県経営者協会
宮崎県経営者協会
鹿児島県経営者協会
(社)沖縄県経営者協会

(順不同)